

# ネットのトラブルについて考える

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）事務局 吉岡 良平

## 1. はじめに

子供達のインターネットに関するトラブルが顕在化し、問題視されるようになってから長い時間が経過しています。政府や自治体においてもその具体的な対策を講じており、改善は進んでいるものの、残念ながら沈黙化という状況には至っていないのが現状です。その一方で、子供達が使うインターネット接続機器は、携帯電話やパソコンだけでなく、最近ではスマートフォンと呼ばれる高機能な携帯電話やゲーム機、デジタル放送対応のテレビなど、多くの機器がネットに接続できるようになり、子供達とネットの距離がより近いものになりつつあります。

## 2. 高校生が経験するネットのトラブル

高校生が経験しているネットやケータイのトラブルは、平成22年度の内閣府<sup>注①</sup>や東京都<sup>注②</sup>の調査によると、「チェーンメール」や「知らない人からのメール」、「身に覚えのない料金の請求メール」などいわゆる「迷惑メール」や「詐欺メール」に該当するものが多いのが特徴です。また、困ったこととしては、「メール」や「ブログ」の内容が誤解されたり、友人による「なりすまし」や「個人情報の公開」など友人間との問題が上位を占めています。また、東京都の調査では、「不眠」や「寝不足」、「視力低下」、「不安」など、心身に影響を及ぼしているものも報告されています（表1参照）。これらの調査を見る限り、軽微なものから重大なリスクに発展する可能性のあるものまで非常に多種多様です。

## 3. 子供のネットのトラブル防止に関する法律

まずは子供達のネット利用に関する法律について整理したいと思います。平成20年6月に成立し、翌21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律<sup>注③</sup>（以下、青少年インターネット環境整備法）」では、以下の3点を基本理念としており、官学民ともこの基本理念に従って対策を講じてきました。

### 基本理念（第3条）

- 1 青少年が主体的にインターネットにおいて情報を取捨選択し、適切に情報発信を行う能力を習得することを旨とする。
- 2 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及。
- 3 民間における自主的かつ主体的な取組を国及び地方公共団体はこれを尊重する。

上記の基本理念に則り、法律では以下のような点を定めています。

- ・国及び地方公共団体は、インターネットの適切な利用に関する教育の推進等に必要な施策を講ずる（第13条）。
- ・携帯電話事業者は、保護者が利用しない旨を申し出ない限り、青少年が利用する携帯電話にフィルタリングサービスを提供することを義務づけ。家庭などへのインターネット回線を提供している接続事業者は、利用者の求めに応じてフィルタリングソフトウェア又はサービスを原則提供する。また、（携帯電話を除く）機器を製造する事業者は、フィルタリングの利用を容易にする措置を講じる（第17条～第19条）。
- ・フィルタリングを提供する事業者は、発達段階に応じてきめ細やかに設定できるようにするとともに、制限を行う必要がない情報が出来る限り制限されないようにする努力義務（第20条）
- ・サーバー管理者は青少年が有害情報を閲覧できないようにするための措置の努力義務（第21条）
- ・国及び地方公共団体はフィルタリング推進機関などの民間団体又は事業者に対し必要な支援に努める（第30条）。

## 4. 利用能力の習得と「表現の自由」

青少年インターネット環境整備法では、青少年が「インターネットを適切に活用する能力」を習得することを大きな目的としています。インターネットが社会インフラとして重要な位置を占めるように

表 1

	高等学校
睡眠不足（寝不足）になった	4.56%
夜なかなか眠れなくなった	2.41%
家の仕事を手伝う時間がなくなった	0.60%
宿題（家庭での勉強）をする時間がなくなった	2.64%
保護者や家族の方と話す時間が減った	0.68%
メールやブログを見ないと落ち着かなかつたり、不安になったりするようになった	2.53%
本や新聞を読む時間が減った	1.17%
視力が低下した	4.26%
手や指が痛くなった	0.87%
インターネットや携帯電話のせいで、使えるお小遣いが減った	0.90%
その他	2.60%
無回答	0.15%

〔平成22年度インターネット・携帯電話の利用に関する実態調査報告書〕  
 (平成23年3月) 東京都教育庁より算出

なった現在では、就業や進学後は情報機器の利活用が不可欠になりつつあります。従って18歳になるまでネットやケータイ等の利用を禁止するのではなく、利用能力（リテラシー）を育みながら、「青少年の健全な成長を著しく阻害するもの」を「閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置を講ずること（第1条）」でインターネットを利用できるようにしています。同時に「青少年の権利の擁護に資すること（第1条）」を目的としており、「自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮」して政府や自治体は「民間における自主的かつ主体的な取組」を尊重しなければいけないとされています（第3条第3項）。これは憲法第21条に定める「表現の自由」に配慮したもので、政府がまとめた「関係法令条文解説<sup>注④</sup>」においても、「青少年についてもインターネットを利用した表現の自由は最大限に尊重されるべき」としています。さらに法成立時に参議院によって、検閲とならないように政府は情報の有害性について判断しないように附帯決議<sup>注⑤</sup>がなされました。

附帯決議（平成20年6月10日）

四 フィルタリングの基準設定の内容によってはインターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれがあることを十分に認識し、その開発等に当たっては、事業者及び事業者団体等の自主的な取組を尊重すること。また、事業者が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること。

## 5. 立法後の民間事業者のとりくみ

青少年インターネット環境整備法の成立を受けて、携帯電話会社が接続先を選定する「ホワイトリスト方式」と、サイトを複数のカテゴリに分類し、特定のカテゴリのみアクセスを制限する「ブラックリスト方式」の択一であった携帯電話のフィルタリングは、Webの利用ができない設定やサイト毎にアクセスを可能にするカスタマイズ機能などサービスの多様が進められるとともに、第三者機関（EMA）によるサイトの認定制度<sup>注⑥</sup>が民間の主体的・自律的なとりくみとして本格化しました。EMAは、青少年の利用に配慮した運用管理体制を敷き、そのとりくみを継続的に行っているサイトを申請に基づき審査し、認定されたサイトは、最も閲覧制限の範囲が小さい「ブラックリスト」方式でフィルタリングの対象外になります。認定サイトでは、投稿の監視や年齢による機能の制限、大人と子供間のサイト内での交流の制限、青少年にとって不適切な情報の排除を始め、不適切な行為を行った利用者へのペナルティ（強制退会等）の実施を行っています。特に投稿監視は、大人が見守る環境下で青少年の利用能力を育む環境を提供するとともに、過度な制限により青少年がフィルタリングの利用を敬遠することを防ぐ効果があげられています。

## 6. 性犯罪被害等の重大なトラブル

子供達のネットのトラブルで最も問題視されるのが、ネット上で知り合った人からの性犯罪被害でしょう。警察庁<sup>注⑦⑧</sup>よれば、平成22年に出会い系サイトやコミュニティサイトに起因して性犯罪被害に遭った被害児童は、1,593人となっています。最近では、投稿機能のあるいわゆるコミュニティサイトで知り合った相手による被害が問題視されるようになりました。コミュニティサイトの場合、「青少年保護育成条例（以下、青少年条例）違反」が62.3%を占め、18歳以上の者が青少年と性交もしくは性交類似行為に及ぶ「淫行」と深夜11時以降に外出する「深夜徘徊」が多くを占めます。その他「児童買春」と「児童ポルノ」がそれぞれ17.3%、14.5%となっています。

青少年条例は、ほぼ全国で制定されていますが、大人が青少年と安易に性行為に及ぶことは条例違反であり、加害者になるということを理解しておく必

要があるとともに、青少年も条例に対する理解をしておく必要があるでしょう。また青少年条例違反や児童買春は、「強制わいせつ」や「強姦」とは異なり、青少年の性モラルにも関わる問題ですが、ネットで知り合った相手と直接会うことさえなければ防げる問題でもあります。他方、児童ポルノはネット上で完結する犯罪とも言えます。子供達の中には、ネット上で面識のない人とやり取りをすること自体に後ろめたさを感じることもあり、悪意のある大人は、「親にばらす」、「自宅や学校まで押し掛ける」などの脅し文句を使い、裸の写真を要求します。実際に住所や電話番号など個人情報を教えていなければ、根拠のない脅迫ではありますが、誰にも相談できず脅迫に乗ってしまうことで被害に遭ってしまいます。

出会い系サイトやコミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った子供達の93.8%がフィルタリングをかけていませんでした。また、63.8%が保護者からネットの利用について注意を受けたことがないと回答しています。子供達の犯罪被害を防ぐためにも、回りの大人が安易にフィルタリングをかけずネットやケータイを利用させるような無関心にならないことが大切です。

## 7. 事業者側の対策と課題

子供達がネットをきっかけとした犯罪被害に遭わないために、サイト内での投稿の監視・削除や接触を制限するとりくみが行われています。その代表的な方法は以下の通りです。

- ①プロフィールの検索により、18歳未満の利用者を検索させない。
- ②18歳未満と18歳以上の者との間で、サイト内での交流をさせない。
- ③他者の目に触れないサイト内の1対1のメッセージを監視対象にする。

フィルタリングを利用して使える認定サイトでは、こうした対応を行っていますが、実行力を上げるにはいくつか課題があります。中でもサイトを利用している者の正しい年齢が把握できないことは大きな課題です。サイトへの登録時には年齢も登録しますが、子供を誘引しようとする者には、年齢を詐称する例が多く見られます。サイト側では、登録された年齢の真正性を高める工夫として、利用者がフィルタリングを利用していれば、18歳未満だと

判定しています。最近、携帯電話の購入時に利用者の年齢情報の取得を始めましたが、1億台を超える携帯電話全ての利用者年齢の確認は難しく、現在のところフィルタリングの有無が最も精度の高い方法だと言えます。しかし、青少年インターネット環境整備法の施行後もフィルタリングの加入率は決して高い状態とは言えず、平成22年度の内閣府の調査<sup>注①</sup>では、高校生では47.0%に過ぎません。高校生はフィルタリングを不自由だと考えるかもしれませんが、子供を守る施策が機能しないばかりか、違法なサイトへも容易にアクセスできてしまうことから、フィルタリングへの加入はもっと促進されるべきでしょう。子供達は、「皆が使っているサイトが利用できない」と保護者に訴えますが、EMAの認定制度により、子供に人気のあるサイトは一部機能制限があるものの、フィルタリングをかけても利用できるようになっています。

もうひとつ課題は、1対1のメッセージを監視するという点です。サイト運営事業者は、「電気通信事業法<sup>注②</sup>」に従って運営を行っています。この法律の第4条では、「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない」と規定されており、メッセージを監視する行為は、「通信の秘密」を侵すこととなります。子供達の被害を防ぐためには、メッセージの監視が必要だという声により、平成22年5月に総務省が通信当事者どちらか一方の明確な同意があれば、「通信の秘密」は解除されるとの見解<sup>注③</sup>を示し、メッセージ監視が可能となりました。同年の7月より大手サイトを筆頭に、メッセージ監視のとりくみがスタートし、今後この成果が大いに期待されています。

## 8. 大多数の子供が経験するメール等によるトラブル

子供達が経験するトラブルで最も多いのはメールに関するものですが、これはフィルタリングで解決できるものではありません。メールに関するトラブルを「知らない人や企業、団体」からのメールのものと、「友人」とのメールに分けて考えてみましょう。

メールアドレスを知らない人が、メールを送信できるということは、無作為にアドレスを想定して送信し、受信されたものが実際に存在するメールだということを確認しているからです。またサイト利用時に不容易にアドレスを登録することにより、他者に譲渡されることもあるでしょう。どちらにしても、

相手を特定して送信したものでない以上、たとえその内容が魅力的であったとしても、信憑性は大いに欠けるものである筈です。身に覚えのない送信者からのメールには応じないことが大切であり、安易に応じることで、危険なサイトへ誘導されたり、詐欺被害のきっかけとなることもありますので、迷惑メール防止機能などを使って事前に排除することが必要です。最近では、メールやサイトの書込みでモデルやタレント募集、異性からの交際を装ったものなど、一見魅力的な内容で、子供達を狙うものも多くなっています。

一方、友人とのトラブルは、子供達にとって、それだけで深刻なものになるとともに、日々の生活に影響を与えます。「いじめ」のように意図したのもあれば、メールでの言葉の使い方によって誤解が生じることが原因のものもあります。メールに限らずネットは、文字でのコミュニケーションになりますから、文字での表現力が問われるため、誤解を生じない工夫や配慮が必要となります。

## 9. おわりに

(日常のトラブルへの対応は家庭や学校での見守りが大切)

一般的に、「大人はネットやケータイは、難しくて分からない」と言われます。確かにフィルタリング、サイト、コンテンツなど馴染みのない言葉が多く、ネットの問題点を完全に理解するには複雑過ぎます。しかしトラブルの多くは、ネットやケータイを使っていなくても起こり得ることであります。フィルタリングをかけることは、ある程度ネットのトラブルを回避することに有効ではありますが、決して万全ではありません。子供達のネットやケータイの利活用を必要以上に警戒感を持って見るのではなく、学校や家庭内での日常会話の中でネットやケータイについて話ができる環境づくりが効果的です。例えばケータイやメールの使い方、サイトの見方などを素直に子供に教えてもらうことでも、子供達が日頃利用しているサイトや、トラブル回避のための工夫を知ることができます。そうした中で、大人としての常識で、危ういと思うことや不安に覚えることを子供達と共有することで、子供達を守ろうとしている気持ちが伝わると同時に、子供達の自心に訴えることができるでしょう。

[補足] 専門の相談センター

とはいえ、子供達が深刻なトラブルに陥った時に、相談を受ける大人が独力で解決することはとても難しいものです。家庭と学校との連携、ネットや法律などの専門的な知識が必要となることもあります。こうした場合に相談を受け付けられる専門の窓口が用意されていますので、気軽に相談することで早期に問題解決が図れることも多くあります。家庭や学校だけで問題を抱え込まないようにすることも大切です。代表的なものを下記に記しますので、必要な時には参考にしてください。

### 【専門相談窓口】

インターネットホットライン連絡協議会  
国民生活センター

<http://www.iajapan.org/hotline/>

<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

警察庁 インターネット安全・安心相談

<http://www.npa.go.jp/cybersafety/>

東京子どもネット・ケータイヘルプデスク

<http://www.tokyohelpdesk.jp/>

違法・有害情報相談センター（学校関係者向け）

<http://www.ihaho.jp/>

### 【違法・有害情報を見つけた場合の通報窓口】

インターネット・ホットラインセンター

<http://www.internethotline.jp/>

財団法人日本データ通信協会 迷惑メール相談センター

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/>

注① 平成22年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 平成23年2月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h22/net-jittai/pdf/0.pdf>

注② 平成22年度インターネット・携帯電話の利用に関する実態調査報告書 平成23年3月 東京都教育庁  
<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2011/06/60169100.htm>

注③ <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/index.html>

注④ <http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/law/pdf/kaisetsu.pdf>

注⑤ [http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/f063\\_061001.pdf](http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/169/f063_061001.pdf)

注⑥ <http://www.ema.or.jp/certification/index.html>

注⑦ 平成22年中の出会い系サイト等に起因する事犯の検挙状況について

<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h22/pdf02.pdf>

注⑧ コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析について（平成22年下半年期）

<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h22/H22deai-bunseki1.pdf>

注⑨ <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S59/S59HO086.html>

注⑩（総務省）利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 第二次提言 平成22年5月

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000067551.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000067551.pdf)